



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年5月15日金曜日 第105号

## ◇ 目 次 ◇

指定調査機関の指定.....	(環境政策課) ...	372
産業廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等.....	(循環型社会推進課) ...	372
医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	373
施術機関の指定.....	( " ) ...	373
指定医療機関の廃止の届出.....	( " ) ...	373
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の廃止の届出.....	( " ) ...	373
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ) ...	373
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ) ...	374
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...	374
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...	374
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	(水産課) ...	375
公有水面埋立免許の出願.....	(港湾海岸課) ...	375
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	378
落札者等の告示.....	(会計課) ...	378
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	378
土地改良区の定款変更の認可.....	(南予地方局農村整備課) ...	379

## 公 告

てんとう虫のモノレール本体(15台)修繕事業の委託.....	(子育て支援課) ...	379
--------------------------------	--------------	-----

## 人事委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....	(人事委員会事務局) ...	380
--	----------------	-----

## 人事委員会公告

令和2年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告.....	(人事委員会事務局) ...	381
令和2年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験公告.....	( " ) ...	386

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第534号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項の規定により、次のとおり指定調査機関を指定した。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

- 主たる事務所の所在地及び名称  
松山市堀江町7番地  
三浦工業株式会社
- 土壌汚染状況調査等を行う事業所の所在地及び名称  
松山市北条辻864番地1  
三浦工業株式会社環境事業本部
- 指定年月日  
令和2年4月1日
- 指定番号  
2020 - 38000 - 0001

### ○愛媛県告示第535号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課、八幡浜保健所及び西予市役所並びに大洲市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
平成産業有限会社  
西予市宇和町久保1号743番地  
代表取締役 池田 昌隆
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
西予市宇和町久保1号728番 外

3 産業廃棄物処理施設の種類の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号の口に規定する安定型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

5 申請年月日

令和2年4月28日

6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に關する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び八幡浜保健所

○愛媛県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
真成堂セリ薬局	西条市大町703番地3	令和2年3月1日

○愛媛県告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
訪問看護げんきステーション	宇和島市三間町則1296番地	株式会社げんきステーション	宇和島市三間町則1296番地	令和2年1月20日

○愛媛県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

篠崎歯科医院	伊予郡砥部町高尾田715番地2	令和2年3月1日
いしづち歯科医院	西条市氷見丙412番地1	令和2年3月1日
いわもと婦人科クリニック	西予市宇和町卯之町二丁目275-2	令和2年4月1日

○愛媛県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
古田隼一	喜多郡内子町吉野川1999番地	令和2年3月8日

○愛媛県告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
真成堂セリ薬局	西条市大町703番地3	令和2年2月29日
篠崎歯科医院	伊予郡砥部町高尾田715番地2	令和2年2月29日
医療法人相和会高橋歯科	西条市氷見丙618	令和2年2月29日

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社スエトップ	四国中央市中之庄町398-2しのながビル5号	くりの木薬局	四国中央市中之庄町398-2しのながビル5号	令和2年3月1日
有限会社 弘祐会	西条市丹原町寺尾甲31番地2	グループホームこうゆう庵	西条市丹原町寺尾甲31番地9	令和2年3月13日
株式会社アルファーマ薬局	伊予郡松前町筒井947番地4	アルファーマ薬局	伊予郡松前町筒井947番地4	令和2年3月26日
有限会社 和みの会	大洲市新谷乙917番地1	デイサービス大洲本町	大洲市大洲45番地1	令和2年4月3日

○愛媛県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 弘祐会	西条市丹原町寺尾甲31番地2	グループホームこうゆう庵	西条市丹原町寺尾甲31番地9	令和2年3月13日
株式会社アルファーマ薬局	伊予郡松前町筒井947番地4	アルファーマ薬局	伊予郡松前町筒井947番地4	令和2年3月26日
有限会社 和みの会	大洲市新谷乙917番地1	デイサービス大洲本町	大洲市大洲45番地1	令和2年4月3日

○愛媛県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社ケア・サポート太陽	南宇和郡愛南町御荘平城4578番地1	ケア・サポート太陽指定訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城4578番地1	令和2年2月29日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会三間介護保険事業所	宇和島市三間町迫目126番地	令和2年3月31日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターあけぼの訪問看護ステーション	宇和島市寿町一丁目5番8号	令和2年3月31日
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ラポール訪問看護ステーション	宇和島市恵美須町一丁目4番23号	令和2年4月1日

○愛媛県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社ケア・サポート太陽	南宇和郡愛南町御荘平城4578番地1	ケア・サポート太陽指定訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城4578番地1	令和2年2月29日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会三間介護保険事業所	宇和島市三間町迫目126番地	令和2年3月31日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターあけぼの訪問看護ステーション	宇和島市寿町一丁目5番8号	令和2年3月31日
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ラポール訪問看護ステーション	宇和島市恵美須町一丁目4番23号	令和2年4月1日

○愛媛県告示第544号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（南予地方局管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町仁田之浜981 由井保吉	西宇和郡伊方町豊之浦480 井上豊和	西宇和郡伊方町湊浦36-1 中田文孝	伊方	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和2年5月15日から29日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課
-------------	--------------------

○愛媛県告示第545号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局御荘土木事務所及び愛南町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村時広

愛媛県松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡愛南町福浦1867番から南宇和郡愛南町麦ヶ浦5番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から45点までを順次直線で結んだ線及び45点と1点を結ぶ春分の満潮位（C・D・L.+2.30メートル平成31年3月21日現在）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町福浦1864番1地先 堤に設置された金属鈹）は、北緯32度54分57秒、東経132度30分30秒の地点

1点は、基点から真北124度02分50秒、28.48メートルの地点

2点は、1点から真北56度32分42秒、3.67メートルの地点

3点は、2点から真北54度20分33秒、6.12メートルの地点

4点は、3点から真北51度47分47秒、4.83メートルの地点

5点は、4点から真北50度20分09秒、4.88メートルの地点

6点は、5点から真北49度07分43秒、8.51メートルの地点

7点は、6点から真北48度16分20秒、7.01メートルの地点

8点は、7点から真北47度22分43秒、6.47メートルの地点

9点は、8点から真北48度46分46秒、6.19メートルの地点  
 10点は、9点から真北51度48分42秒、7.38メートルの地点  
 11点は、10点から真北56度04分47秒、6.02メートルの地点  
 12点は、11点から真北62度19分47秒、6.97メートルの地点  
 13点は、12点から真北68度06分35秒、7.07メートルの地点  
 14点は、13点から真北73度55分28秒、7.07メートルの地点  
 15点は、14点から真北79度17分30秒、5.98メートルの地点  
 16点は、15点から真北84度12分50秒、5.98メートルの地点  
 17点は、16点から真北89度16分46秒、6.30メートルの地点  
 18点は、17点から真北95度28分24秒、6.67メートルの地点  
 19点は、18点から真北99度51分03秒、7.36メートルの地点  
 20点は、19点から真北102度37分35秒、5.15メートルの地点  
 21点は、20点から真北103度55分04秒、6.87メートルの地点  
 22点は、21点から真北103度03分37秒、10.20メートルの地点  
 23点は、22点から真北103度03分39秒、11.05メートルの地点  
 24点は、23点から真北100度16分47秒、6.81メートルの地点  
 25点は、24点から真北97度17分27秒、5.64メートルの地点  
 26点は、25点から真北91度59分47秒、6.26メートルの地点  
 27点は、26点から真北83度50分00秒、4.81メートルの地点  
 28点は、27点から真北80度00分27秒、5.38メートルの地点  
 29点は、28点から真北71度46分49秒、6.30メートルの地点  
 30点は、29点から真北66度27分33秒、5.66メートルの地点  
 31点は、30点から真北63度56分04秒、6.19メートルの地点  
 32点は、31点から真北61度14分45秒、11.69メートルの地点  
 33点は、32点から真北61度14分47秒、11.11メートルの地点  
 34点は、33点から真北59度29分49秒、7.03メートルの地点  
 35点は、34点から真北62度07分43秒、6.34メートルの地点  
 36点は、35点から真北67度19分20秒、7.69メートルの地点  
 37点は、36点から真北74度29分11秒、6.04メートルの地点  
 38点は、37点から真北78度16分19秒、8.74メートルの地点  
 39点は、38点から真北78度15分09秒、0.78メートルの地点  
 40点は、39点から真北78度15分59秒、5.17メートルの地点  
 41点は、40点から真北98度07分15秒、5.45メートルの地点  
 42点は、41点から真北100度44分10秒、7.73メートルの地点  
 43点は、42点から真北99度03分43秒、2.45メートルの地点  
 44点は、43点から真北79度54分34秒、4.95メートルの地点  
 45点は、44点から真北168度06分43秒、3.74メートルの地点

ウ 面積

2,132.09平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町福浦1867番から南宇和郡愛南町麦ヶ浦5番に接する県道及び南宇和郡愛南町福浦1867番から南宇和郡愛南町麦ヶ浦5番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から81点までを順次直線で結んだ線及び81点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町福浦1864番1地先 堤に設置された金属鉄）は、北緯32度54分57秒、東経132度30分30秒の地点

1点は、基点から真北125度54分44秒、19.71メートルの地点  
 2点は、1点から真北50度00分48秒、7.51メートルの地点  
 3点は、2点から真北52度48分15秒、10.18メートルの地点  
 4点は、3点から真北48度57分38秒、20.07メートルの地点  
 5点は、4点から真北50度59分46秒、27.76メートルの地点  
 6点は、5点から真北68度14分10秒、23.72メートルの地点  
 7点は、6点から真北84度21分06秒、20.55メートルの地点  
 8点は、7点から真北97度50分24秒、15.37メートルの地点  
 9点は、8点から真北103度03分44秒、33.39メートルの地点  
 10点は、9点から真北99度25分40秒、9.91メートルの地点  
 11点は、10点から真北89度20分13秒、10.62メートルの地点  
 12点は、11点から真北75度43分07秒、9.46メートルの地点  
 13点は、12点から真北64度31分15秒、10.74メートルの地点  
 14点は、13点から真北35度04分20秒、9.24メートルの地点  
 15点は、14点から真北52度38分09秒、14.42メートルの地点  
 16点は、15点から真北74度23分43秒、43.36メートルの地点  
 17点は、16点から真北19度43分23秒、5.97メートルの地点  
 18点は、17点から真北104度36分21秒、23.51メートルの地点  
 19点は、18点から真北165度23分27秒、15.86メートルの地点  
 20点は、19点から真北189度04分03秒、14.25メートルの地点  
 21点は、20点から真北273度56分41秒、7.09メートルの地点  
 22点は、21点から真北277度19分21秒、9.23メートルの地点  
 23点は、22点から真北282度10分02秒、1.79メートルの地点  
 24点は、23点から真北279度16分09秒、9.29メートルの地点  
 25点は、24点から真北280度30分42秒、0.43メートルの地点  
 26点は、25点から真北273度26分34秒、4.44メートルの地点  
 27点は、26点から真北257度22分19秒、2.88メートルの地

点  
 28点は、27点から真北235度59分10秒、6.21メートルの地点  
 29点は、28点から真北234度12分21秒、9.06メートルの地点  
 30点は、29点から真北226度27分16秒、6.71メートルの地点  
 31点は、30点から真北229度53分16秒、6.29メートルの地点  
 32点は、31点から真北227度45分13秒、7.90メートルの地点  
 33点は、32点から真北246度40分58秒、9.56メートルの地点  
 34点は、33点から真北165度05分20秒、1.53メートルの地点  
 35点は、34点から真北254度23分17秒、5.13メートルの地点  
 36点は、35点から真北262度49分02秒、4.87メートルの地点  
 37点は、36点から真北344度11分54秒、1.31メートルの地点  
 38点は、37点から真北263度30分17秒、9.37メートルの地点  
 39点は、38点から真北260度40分50秒、5.82メートルの地点  
 40点は、39点から真北266度42分18秒、8.94メートルの地点  
 41点は、40点から真北278度53分29秒、9.97メートルの地点  
 42点は、41点から真北284度41分14秒、13.47メートルの地点  
 43点は、42点から真北284度09分57秒、8.09メートルの地点  
 44点は、43点から真北282度28分50秒、4.84メートルの地点  
 45点は、44点から真北282度40分41秒、12.03メートルの地点  
 46点は、45点から真北279度10分45秒、6.04メートルの地点  
 47点は、46点から真北274度54分52秒、2.48メートルの地点  
 48点は、47点から真北277度05分22秒、3.25メートルの地点  
 49点は、48点から真北271度51分29秒、5.79メートルの地点  
 50点は、49点から真北269度56分27秒、7.88メートルの地点  
 51点は、50点から真北253度33分56秒、2.68メートルの地点  
 52点は、51点から真北255度18分07秒、9.17メートルの地点  
 53点は、52点から真北261度58分41秒、1.39メートルの地点

54点は、53点から真北260度59分11秒、7.08メートルの地点  
 55点は、54点から真北251度56分35秒、3.02メートルの地点  
 56点は、55点から真北245度48分30秒、2.24メートルの地点  
 57点は、56点から真北237度21分48秒、8.22メートルの地点  
 58点は、57点から真北234度04分22秒、4.73メートルの地点  
 59点は、58点から真北229度56分15秒、12.23メートルの地点  
 60点は、59点から真北228度37分46秒、6.96メートルの地点  
 61点は、60点から真北227度44分09秒、10.37メートルの地点  
 62点は、61点から真北234度13分39秒、1.90メートルの地点  
 63点は、62点から真北226度00分21秒、5.64メートルの地点  
 64点は、63点から真北224度34分59秒、2.99メートルの地点  
 65点は、64点から真北230度41分24秒、2.57メートルの地点  
 66点は、65点から真北231度52分25秒、2.57メートルの地点  
 67点は、66点から真北235度25分30秒、2.99メートルの地点  
 68点は、67点から真北246度00分53秒、4.25メートルの地点  
 69点は、68点から真北273度12分58秒、0.58メートルの地点  
 70点は、69点から真北240度45分19秒、1.01メートルの地点  
 71点は、70点から真北247度17分58秒、5.05メートルの地点  
 72点は、71点から真北249度17分13秒、6.92メートルの地点  
 73点は、72点から真北243度07分26秒、0.90メートルの地点  
 74点は、73点から真北245度57分14秒、3.46メートルの地点  
 75点は、74点から真北343度59分48秒、3.70メートルの地点  
 76点は、75点から真北355度47分39秒、3.99メートルの地点  
 77点は、76点から真北352度53分26秒、3.08メートルの地点  
 78点は、77点から真北66度25分09秒、3.55メートルの地点  
 79点は、78点から真北64度16分23秒、3.50メートルの地点  
 80点は、79点から真北61度44分56秒、4.85メートルの地点  
 81点は、80点から真北57度00分52秒、4.29メートルの地点

ウ 面積

6,885.74平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 1,823.91平方メートル

漁港施設用地(護岸) 308.18平方メートル

4 出願年月日

令和2年4月8日

○愛媛県告示第546号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和2年5月11日から

9月30日まで

3 作業地域 愛媛県新居浜市内

○愛媛県告示第547号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめ電子入札共同システム保守管理業務	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年4月1日	富士通株式会社松山支店支店長 高山直也 愛媛県松山市永代町13番地	50,138,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第548号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月15日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 市 茂 利	松山市保免中3丁目3番45号
"	竹 田 久 洋	松山市保免上2丁目10番10号
"	武 市 和 清	松山市保免中1丁目2番12号
"	西 原 俊 一	松山市保免中2丁目3番11号
"	関 家 洋 二	松山市保免西2丁目4番6号
"	羽 藤 温 志	松山市保免中1丁目9番8号
"	竹 田 佳 彦	松山市保免中2丁目8番30号
"	黒 河 省 三	松山市保免西1丁目1番37号
監 事	田 村 正 武	松山市保免上2丁目7番35号
"	関 家 雄 一	松山市保免西2丁目4番43号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 市 茂 利	松山市保免中3丁目3番45号
"	武 市 貢	松山市保免中2丁目10番1号
"	黒 河 省 三	松山市保免西1丁目1番37号
"	関 家 洋 二	松山市保免西2丁目4番6号
"	西 原 俊 一	松山市保免中2丁目3番11号
"	竹 田 久 洋	松山市保免上2丁目10番10号
"	武 市 和 清	松山市保免中1丁目2番12号
監 事	田 村 正 武	松山市保免上2丁目7番35号
"	関 家 雄 一	松山市保免西2丁目4番43号

○愛媛県告示第549号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市余戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月15日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 岡 武 司	松山市余戸南6丁目4番21号
"	兼 久 芳 雄	松山市余戸東4丁目7番27号
"	玉 井 洋 一	松山市余戸東1丁目12番34号
"	好 永 英 則	松山市余戸南4丁目2番23号
"	出 元 勇	松山市余戸南2丁目24番48号
"	玉 井 泰 廣	松山市余戸中4丁目6番20号
"	川 口 俊 一	松山市余戸中3丁目3番7号
"	本 田 精 志	松山市余戸東3丁目8番30号
"	森 俊 一	松山市余戸中5丁目1番3号
"	森 賢 一 郎	松山市余戸中2丁目15番8号
"	五十崎 長	松山市余戸中3丁目5番27号
"	武 市 均	松山市余戸南4丁目8番3号
"	池 田 佳 憲	松山市余戸西5丁目4番3号
監 事	池 田 功	松山市余戸西5丁目4番28号
"	玉 井 敏 雄	松山市余戸中5丁目1番13号
"	竹 内 幹 人	松山市余戸南3丁目5番4号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 岡 武 司	松山市余戸南6丁目4番21号
"	兼 久 芳 雄	松山市余戸東4丁目7番27号
"	兼 久 良 二	松山市余戸東1丁目8番25号

"	好永英則	松山市余戸南4丁目2番23号
"	出元勇	松山市余戸南2丁目24番48号
"	玉井泰廣	松山市余戸中4丁目6番20号
"	郷田眞美	松山市余戸西1丁目6番14号
"	本田精志	松山市余戸東3丁目8番30号
"	森俊一	松山市余戸中5丁目1番3号
"	森賢一郎	松山市余戸中2丁目15番8号
"	五十崎長	松山市余戸中3丁目5番27号
"	武市均	松山市余戸南4丁目8番3号
"	池田佳憲	松山市余戸西5丁目4番3号
監事	池田功	松山市余戸西5丁目4番28号
"	玉井敏雄	松山市余戸中5丁目1番13号

○愛媛県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市明浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月15日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年5月15日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

てんとう虫のモノレール本体（15台）修繕事業

(2) 委託業務名

えひめこどもの城に設置されているてんとう虫のモノレール本体の修繕

(3) 委託業務の内容等

入札説明書、設計書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日～令和3年3月31日（水）

(5) 委託業務の履行場所

えひめこどもの城（愛媛県松山市西野町乙108番地1 ほか）

(6) 入札方法

ア この入札は、紙入札により行う。

イ 入札回数は3回とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しない者であること。

- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間にない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制下にある者ではないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課 担当 細川 千790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 912 2413

FAX番号 089 912 2409

電子メール kosodate@pref.ehime.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページでのダウンロード又は上記(1)の場所での手渡しにより交付する。

なお、手渡しの場合は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）とする。

- (3) 開札の日時及び場所

令和2年6月25日（木）午後2時

愛媛県庁第二別館5階入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条第3号の規定に基づき免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書等に基づき、次の期限までに必要な書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和2年6月24日（水）午後5時

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した事業を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。



(7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be rendered: Ladybug Monorail in Ehime Children's Playground repair services
- (2) Time limit of tender: 01:59 p.m., 25 June 2020

- (3) For further information, please contact: Child Care Support Planning Group, Child Care Support Division, Lifelong Support Promotion Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
Tel 089-912-2413

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成17年4月愛媛県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和2年5月15日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
職員採用候補者（初級）試験	第1次試験不合格者に係る試験種目別得点、合計得点、順位及び一定の基準に達しない試験種目名	省略	省略	職員採用候補者（初級）試験	第1次試験不合格者に係る得点_____、順位及び一定の基準に達しない場合は、その旨	省略	省略
	第2次試験受験者に係る第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略			第2次試験受験者に係る第1次試験の得点_____及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略	
職員採用候補者（上級）試験	第1次試験不合格者に係る試験種目別得点、検査種目得点、合計得点、順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略	省略	職員採用候補者（上級）試験	第1次試験不合格者に係る試験種目別得点_____、合計得点、順位及び一定の基準に達しない試験種目名_____	省略	省略
	第2次試験受験者に係る第1次試験の試験種目別得点、検査種目得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略			第2次試験受験者に係る第1次試験の試験種目別得点_____、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略	
職員採用	省略		省略	職員採用	省略		省略

用候補者（民間企業等経験者）試験	行政事務の試験区分にあつては第2次試験不合格者に係る第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略		
	省略			
職員採用候補者（資格免許職）試験	第1次試験不合格者に係る得点____、順位及び一定の基準に達しない場合は、その旨	省略	省略	
	第2次試験受験者に係る第1次試験の得点____及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略		
省略				

用候補者（民間企業等経験者）試験	第2次試験不合格者に係る第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略		
	省略			
職員採用候補者（資格免許職）試験	第1次試験不合格者に係る試験種目別得点、合計得点、順位及び一定の基準に達しない試験種目名	省略	省略	
	第2次試験受験者に係る第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	省略		
省略				

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

令和2年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告

令和2年5月15日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務A	70人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

行政事務 (情報)	3人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、その専門的知識を生かして一般行政事務に従事します。
学校事務	22人程度	教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。
警察事務	8人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
警察事務 (情報)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、その専門的知識を生かして警察事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職務内容
総合土木	25人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
建築	4人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工監理等の業務に従事します。
農業	16人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
畜産	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産の振興、畜産物のブランド化・販売促進、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	4人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
水産	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設の設計・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	4人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
機械	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、機械工作技術の開発、機械装置の設計、精密測定技術等に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師	13人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉	6人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
心理	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。
保健師	5人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。
管理栄養士	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、専門的な栄養指導、特定給食施設への指導、病院の栄養管理・指導等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和61年4月2日から平成11年4月1日(保健師については、平成12年4月1日)までに生まれた者

イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を令和3年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者(保健師は除く。)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師、福祉、心理、保健師及び管理栄養士については、次に該当する者

試験区分	受験資格
薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は令和3年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
福祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和3年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
心理	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(令和3年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。)又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者

保 健 師	保健師の免許を有する者又は令和3年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者
管 理 栄 養 士	管理栄養士の免許を有する者又は令和3年6月末日までにこの免許を取得する見込みの者

令和2年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔行政事務B〕試験に申込みをされた方は、本試験に申込みをすることはできません。  
 本試験と令和2年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	試験区分
第 1 次 試 験	令和2年6月28日（日曜日） (1)事務職 受付開始 午前8時 着 席 午前9時 試 験 午前9時～午後3時30分 (2)技術職 受付開始 正午 着 席 午後1時 試 験 午後1時～午後3時30分	松山	いずれかを受験票で指定します。 ・松山南高等学校 （松山市末広町11番地1） ・済美高等学校 （松山市湊町七丁目9番地1） ・愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2）	全 試 験 区 分
		東京	中央大学 後楽園キャンパス 5号館（理工学部） （東京都文京区春日一丁目13番27号）	全 試 験 区 分
		大阪	大阪科学技術センター （大阪府大阪市西区靱本町一丁目8番4号）	全 試 験 区 分
受付時間（午前8時～午前8時45分又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は受験できません。 受験地は松山、東京、大阪の中から順位付けして申し込んでください。東京、大阪を第1希望とした場合、各受験地の申込者数の状況によって、第2希望以下の受験地を指定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。 受験地が松山の方は、試験会場を受験票で指定します。				
第 2 次 試 験	7月中旬から8月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点		試 験 の 内 容
		事務職	技術職	
第 1 次 試 験	教 養 試 験	50点	-	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	専 門 試 験	40点	90点	各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第 2 次 試 験	口 述 試 験	290点	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査	-	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。  
 (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。  
 (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。  
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 合格発表

	時 期	方 法
第1次試験合格発表	7月上旬	合格者の受験番号をホームページに掲載します。
第2次試験合格発表	8月中旬	

第1次試験の合格発表日は、第1次試験当日にお知らせします。

6 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和2年5月18日(月)午前8時30分から6月5日(金)午後5時15分まで**

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月29日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます(原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

7 受験票の交付

(1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月19日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

8 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、令和3年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

(3) 薬剤師、福祉、心理、保健師及び管理栄養士については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。

(4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務A、行政事務(情報)、学校事務、警察事務、警察事務(情報)、総合土木、建築、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、機械、福祉、心理	行政職給料表1級29号給 189,643円
薬剤師	4年制課程卒業 医療職給料表(□)2級5号給 195,673円
	6年制課程卒業 医療職給料表(□)2級19号給 217,884円

保健師	医療職給料表(三)2級15号給 219,190円
管理栄養士	医療職給料表(三)2級5号給 195,673円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、口頭による開示請求に代えて、郵送により開示を請求された方のみ受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入のうえ、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛に郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	

11 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。  
また、一部の会場で変更の措置があった場合、すべての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政事務A 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係
行政事務（情報） 警察事務（情報）	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学・物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜 産	家畜育种学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林 業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学
水 産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増殖学、水産化学、水産利用学
電 気 ・ 電 子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化 学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

薬 劑 師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務
福 祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査
心 理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む）、応用心理学（教育心理学、産業心理学、臨床心理学）、調査・研究法、統計学
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
管 理 栄 養 士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

○愛媛県人事委員会公告第4号

令和2年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告

令和2年5月15日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	5人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
総合土木	4人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
林業	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 職務経験については、次に該当する者

試験区分	受験資格
行政事務	民間企業等における職務経験を5年以上（令和2年5月末日現在）有する者
総合土木 林業	愛媛県外に本社を置く民間企業等における職務経験を5年以上（令和2年5月末日現在）有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

- ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。
- イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。
- ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。
- エ 休暇・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。
- オ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1年未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。
- カ 愛媛県の職員（警察官や教員のほか、任期付職員、臨時職員等を含む。）であった期間は、職務経験に含めることはできません。
- キ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

本試験と令和2年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔行政事務B〕試験及び令和2年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

(1) 行政事務

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第1次試験	-	-	7月29日（水）	第1次試験は書類選考です。
第2次試験	8月21日（金）～23日（日）	愛媛県庁	9月上旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。
第3次試験	9月22日（火・祝）	愛媛県庁	10月上旬	詳細は、第2次試験合格者に通知します。

(2) 総合土木、林業

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第1次試験	-	-	7月29日（水）	第1次試験は書類選考です。
第2次試験	第1試験日 8月21日（金）	愛媛県庁	9月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。 試験会場は、いずれかの会場を希望することができます。 第1試験日の県外指定会場は、全国7都市（東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、福岡、広島）に開設する予定です。
	7月下旬～8月中旬の指定期間内に受験者が選択する日	県外指定会場		
	第2試験日 8月29日（土）	愛媛県庁		
	8月30日（日）	都道府県会館（東京）		

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 第1次試験（エントリーシート）について

ア エントリーシートは、ホームページに掲載された所定の様式（Excel形式）をダウンロードし、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出（「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）から入力済みの電子ファイルをアップロード）してください（一旦提出されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。

イ 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。

(ア) 記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合

(イ) 所定の様式又はファイル形式以外（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）の場合

ウ 第1次試験の合格者は、エントリーシートの得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

エ エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。

(2) 行政事務

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	プレゼンテーション試験	150点	はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、プレゼンテーション（10分間程度）をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	論文試験	50点	課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試験を行います（課題1題、解答時間1時間30分）。
	適性・基礎能力検査	-	職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
第3次試験	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

ア 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に資料を使って説明していただきます。

資料は、A4サイズ用の紙2枚以内（片面印刷）で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、10部持参してください。



イ 第2次試験の合格者は、プレゼンテーション試験と論文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

ウ 最終合格者は、第3次試験（口述試験）の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

エ 前年度に出題した論文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

### (3) 総合土木、林業

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	適性・基礎能力検査	-	職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

最終合格者は、第2次試験（口述試験）の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

## 5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和2年6月3日（水）午前8時30分から6月22日（月）午後5時15分まで**

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 受験番号の通知及び受験票の交付

(1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします（登録されたメールアドレス宛に「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、7月8日（水）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。

(2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

## 7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、行政事務は令和3年4月以降、総合土木及び林業は令和2年10月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

(3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書（本人以外の第三者が作成したものに限る。）の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

## 8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額240,000円程度です（あくまで例であり、

職務経験の内容等により金額は異なります。)

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができますが、今年度は新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、口頭による開示請求に代えて郵送により開示を請求された方のみ受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入のうえ、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛に郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

(1) 行政事務

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求
第2次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	
第3次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第3次試験の得点及び順位（ただし、第3次試験で一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第3次試験合格発表の日から1月間	

(2) 総合土木、林業

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。また、一部の会場で変更の措置があった場合、すべての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。